

IPOリサーチ・オープン〈愛称:リターン・エース〉 1月5日の基準価額の下落について

◆1月5日の基準価額下落について

「IPOリサーチ・オープン〈愛称:リターン・エース〉」(以下、「当該ファンド」といいます。)の1月5日の基準価額は、前営業日比5%以上の下落となりました。

基準価額下落の背景となりました市況動向等、および今後の見通しと運用方針につきご報告致します。

◆基準価額下落の背景となった市況動向等

1月5日の当該ファンドの基準価額に反映される日本株式市場では、マザーズをはじめとする新興市場が下落しました。昨年12月に30社以上が新規上場する中、初値が公募価格を下回る銘柄が出てきたことで株式の売却が加速しました。また為替が円安に進行したことで内需関連を主体とするマザーズ銘柄、中でもコロナ禍での業績拡大期待を背景に市況を牽引した情報通信・サービス関連銘柄が急落しました。

当ファンドでは情報通信・サービスの構成比が高かったことが基準価額下落要因となりました。

◆今後の見通しおよび運用方針

国内の新型コロナウイルス新規感染者数は再び緩やかな増加に転じつつあるものの、依然として低位で推移しています。経済が徐々に正常化へ向かいつつある中で、今後は大規模な経済対策の実行が期待されます。その一方で、今後の感染者数の増加への懸念も根強いことから、感染拡大ペースと経済の回復ペースを慎重に見極める方針です。

このような想定の下、今後発表が徐々に始まる2021年10-12月期決算において個別企業の取り組みや競争力などを精査してまいります。

昨年同様、今後も多くの株式公開(IPO)による上場が見込まれます。このようなIPOの企業の中から中長期的に業績成長が見込まれる企業も出てくるものと想定され、IPOに対する注目が高まると思われます。株式公開した企業の中には独自のビジネスモデルなどによりマクロの景況感など外部環境に左右されにくく持続的な成長が期待できる企業も存在しており、そのような企業に着目して投資を行う方針です。

ファンドの基本的な運用方針に変更はありません。今後も、市況動向等に十分注意を払い、引き続きコンセプトに沿った運用を継続していく方針です。

■コメントは作成時点のものであり将来予告なく変更されることがあります。

■また、将来の市場環境の変化または運用成果等を保証するものではありません。なお、市況の変動等により方針通りの運用が行われない場合があります。

■表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しております。

<別表>

【基準価額が前営業日比5%以上下落したファンド】

ファンド名	基準価額	前営業日比	騰落率
IPOリサーチ・オープン	17,081円	-963円	-5.34%

※騰落率は、収益分配金(課税前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものであり、小数点第3位を四捨五入しています。

※ファンドによっては、投資対象資産や通貨の評価対象日(ファンドへの実質的な反映日)が異なります。

(ご参考)

【株式相場】

	1月5日	1月4日	1月4日比	
			騰落幅	騰落率
TOPIX(東証株価指数)	2,039.27	2,030.22	9.05	0.45%
東証マザーズ指数	927.69	976.74	-49.05	-5.02%

※小数点第3位四捨五入

※出所: Bloomberg

TOPIX(東証株価指数)、東証マザーズ指数に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

■後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

IPOリサーチ・オープン (愛称:リターン・エース)

追加型投信/国内/株式

ファンドの目的・特色

■ファンドの目的

わが国の株式を主要投資対象とし、主として値上がり益の獲得をめざします。

■ファンドの特色

特色1 わが国の株式を主要投資対象とし、株式公開(IPO)から概ね5年以内の株式(上場予定を含みます)への投資を基本とします。

- ・わが国の金融商品取引所に上場および上場予定の株式に投資を行います。
- ・投資銘柄の継続保有に加え、市場動向等により、IPO後5年を超える銘柄へ投資を行うことがあります。
- ・株式の組入比率は高位を維持することを基本とします。

※「IPO」とは、Initial Public Offeringの略称で株式公開といいます。未公開会社の株式が金融商品取引所市場への上場により、株式市場において自由に売買が可能な状態となることをいいます。

特色2 IPO後の企業の成長性や収益性に着目し、株価上昇が期待される銘柄に投資します。

- ・投資銘柄の選定に当たっては、IPO後の企業の成長性や収益性に着目し、経営陣への取材や継続的な調査等を通じて、経営戦略の実現性や事業環境等を分析します。さらに、株価水準や流動性等を考慮し、株価上昇が期待される銘柄に投資を行います。

特色3 年1回の決算時(4月26日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- ・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク	株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
信用 リスク	株式の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなるなどがあります。
流動性 リスク	株式を売買しようとする際に、その株式の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

ファンドは、株式公開(IPO)から概ね5年以内の株式(上場予定を含みます)への投資を基本とします。これらは、中小型株式が多い傾向にあり、大型株式中心に投資する場合に比べ、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

IPOリサーチ・オープン (愛称:リターン・エース)

追加型投信/国内/株式

手続・手数料等

■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位/販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額 ※基準価額は1万円当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位	販売会社が定める単位/販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。
信託期間	2028年4月26日まで(2018年4月27日設定)
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。
決算日	毎年4月26日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。) 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料 購入価額に対して、**上限3.30%(税抜 3.00%)**(販売会社が定めます)
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

信託財産留保額 換金申込受付日の基準価額に**0.9%**をかけた額

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬) 日々の純資産総額に対して、**年率1.8040%(税抜 年率1.64%)**をかけた額

その他の費用・手数料 監査法人に支払われるファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についてもファンドが負担します。
※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会: 一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

<ホームページアドレス> <https://www.am.mufig.jp/>

<お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034

(受付時間 営業日の9:00~17:00)

●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

販売会社情報一覧表

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称: IPOリサーチ・オープン

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号	○			
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
七十七証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第37号	○			
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第114号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○	
丸八証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第20号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○